

○政務活動（行政視察・研修）報告書

政務活動実施状況

会派名 (参加者)	公正会 北谷文夫 佐々木政幸 沢田広志
視察・研修名	池田町教育委員会教育課 学校給食センター
視察・研修の 目的	全面改築した給食センター施設、小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育所の配食について
日 時	平成30年6月18日（月）13時～15時
視察研修の 概 要	<p>(1) 平成28年3月に全面改築した給食センターの施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の概要について</li> </ul> <p>平成28年4月から供用開始、調理能力は最大770食/日、災害時ににおいて、安心な支援拠点施設としても整備された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理並びに特色ある設備について</li> </ul> <p>文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき建てられている。</p> <p>(2) 配食先 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所の給食の取り組みについて</p> <p>給食提供先は、池田、高島、利別の各小学校、池田中学校、池田カトリック幼稚園、北部地域保育所、池田高等学校となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高等学校は、コンテナ方式、幼稚園、保育所は手積み方式で配達している。</li> <li>・小学校、中学校は464食、高等学校は192食、幼稚園は21食、保育所は10食、約700食の給食を提供している。</li> <li>・給食費の徴収方法については、小学校、中学校、高等学校は、町から保護者宛に納入通知書を送付、幼稚園、保育所は、毎月契食数分を請求している。</li> </ul> <p>義務教育以外への学校給食の提供について、提供開始にあたって、文部科学省の公式見解として「児童数の減少に伴う施設の有効活用の面からも公共性のある施設への給食の実施は問題ない」とのことである。</p>

※視察研修の概要には、視察研修先等を含め記載のこと

○政務活動（行政視察・研修）報告書

政務活動実施状況

会派名 (参加者)	公正会 北谷文夫 佐々木政幸 沢田広志
視察・研修名	大樹町教育委員会学校教育課 学校給食センター
視察・研修の 目 的	(1) H A C C P認証への取り組みについて (2) 配食先 大樹高校の取り組みについて
日 時	平成30年6月19日（火）9時30分～11時30分
視察研修の 概 要	<p>(1) H A C C P認証への取り組みについて        • 認証への手続き方法について        H A C C Pの概念を取り入れた給食センターとして、平成14年2月にオール電化の施設として移転改築されました、よってH A C C Pの認証を受けていない施設であります、視察により知ることができました。</p> <p>(2) 配食先 大樹高校の取り組みについて        平成25年4月より、「高校の存置対策」ということで、二間口確保のために高校給食の提供を開始しております。        • 高等学校に合せた調理方法と調理後の配送方法        小中学校と同じ調理方法で、献立・分量とカロリーは中学生と同じです。配送はコンテナ方式となっております。</p> <p>• 高等学校への給食の実施状況について        平成28年は、119人（提供率80.41%）、平成29年は、124人（提供率82.67%）、平成30年は、127人（提供率81.94%）で希望生徒数が増えている。</p> <p>• 高等学校の給食費の徴収方法について        高校が保護者から給食費を徴収しており、未納者の対応についても高校が対応している。保護者から集めた給食費を、高校から役場の口座に入金している。</p>

※視察研修の概要には、視察研修先等を含め記載のこと

○政務活動（行政視察・研修）報告書

政務活動実施状況

会派名 (参加者)	公正会 北谷文夫 佐々木政幸 沢田広志
視察・研修名	神奈川県海老名市 社会福祉法人 中心会 えびな南高齢者施設内 ユニバーサル就労支援事務局
視察・研修の目的	ユニバーサル就労支援の取り組みについて
日 時	平成30年10月16日（火）13時～15時
視察研修の概要	<p>「働きたいけれど働けずにいる人」が働くことができるようサポートする取り組みを、「ユニバーサル就労支援」と言われます。</p> <p>ユニバーサル就労支援の特徴は、就労希望者だけでなく、企業職場もサポートすることであり、ユニバーサル就労支援事務局としては、 (企業職場では) ユニバーサル就労の趣旨を説明し、職場全体の理解を得る必要があります。職務分解を行い、ユニバーサル就労の方にお願い出来る仕事を洗い出しておくや受け入れたときの職場での対応など、不安な点は隨時ユニバーサル就労支援事務局が相談にのる。 (就労希望者では) 何ができるか、何ができないか、何がしたいか、何がしたくないか等個人の特性や背景を詳しく把握する必要があり、課題となっている点をみつけ、事前に訓練や準備が必要な時には計画を作成し実行する。就労の際に配慮やサポートが必要な点を明確にして企業職場に伝える。 これらの「マッチング」や「サポート」に取り組むこととなります。</p> <p>ユニバーサル就労支援の具体的な支援の流れとしては、 就労希望者は、いろいろなタイプの人がありますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談支援 本人（希望があれば家族も）と面談を実施します。</li> <li>② 就労準備支援・就労訓練支援 あらかじめ、受け入れ企業職場内の業務分解をお願いして、どのように仕事を任されるかを洗い出してもらいます。本人と企業職場と事務局の三者で面談を行う。</li> <li>③ 伴走支援 職場実習中も1～2週間に1回、本人と企業職場と事務局の三者で面談を行い、課題があれば解決策を話し合うこととなります。</li> <li>④ 継続支援 就労が決まった場合でも、定期的に事務局から本人に連絡を取り、定着に向けた支援を継続していくこととなります。</li> </ul> <p>このような取り組みをされていることに実感させられました。</p>

※視察研修の概要には、視察研修先等を含め記載のこと

○政務活動（行政視察・研修）報告書

政務活動実施状況

会派名 (参加者)	公正会 北谷文夫 佐々木政幸 沢田広志
視察・研修名	富士市福祉こども部生活支援課、福祉部生活支援課、ユニバーサル就労支援センター
視察・研修の目的	富士市ユニバーサル就労支援推進事業について
日 時	平成30年10月17日（水）9時30分～11時30分
	<p>富士市のユニバーサル就労ってなに、働きたくても働くことのできない全ての富士市民が働けるまちにすること、これを目指すために、平成29年4月「ユニバーサル就労の推進に関する条例」を施行されました。</p> <p>平成26年11月に市民団体から1万9千人余りの署名があり、議会にて「ユニバーサル就労推進議員連盟」が設立され、行政にて検討委員会が設置され、議会と行政が協働して事業化、そして条例制定と施行、ユニバーサル就労支援センターが開設されてきました。</p> <p>ユニバーサル就労の対象は、就労ブランクが長い方、ひきこもり状態の方、コミュニケーションが苦手な方、触法歴がある、執行猶予中の方、障がいの手帳の有無にかかわらず何らかの障害のある方等々、既存の就労支援の対象外となる方達。</p> <p>平成28年度までは、就労について各窓口がそれぞれの事業として動いていたが、平成29年度からはユニバーサル就労という概念と支援センターができたことにより、就労支援を行っている全ての窓口（事業所）が対象となり、適切な窓口（事業所）の案内など各窓口と支援センター相談窓口が連携されて就労支援を行っております。</p> <p>ユニバーサル就労支援センターの取り組み実績（H30年9月30日現在）      相談実人数：155人、      支援延べ件数 2,569 件（来所：1,577 件、同行：228 件、電話；764 件）      支援対象者：80 人（就労決定者数：43 人）      企業説明会：16回、参加企業：150社、協力企業：79社</p> <p>ユニバーサル就労の推進事業の状況（取り組み）      ① 就労準備支援事業、②就労困難者就労支援事業、③協力企業等開拓事業（受け皿開拓）、④協力企業等支援事業（支援付就労）、⑤市民ネットワーク推進事業等、多岐にわたって取り組みがされておりました。</p>

※視察研修の概要には、視察研修先等を含め記載のこと